

平成25年度予算議案

徳 島 市

①

目

次

議案第1号	平成25年度徳島市一般会計予算	1	ページ
議案第2号	平成25年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15	〃
議案第3号	平成25年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	23	〃
議案第4号	平成25年度徳島市下水道事業特別会計予算	29	〃
議案第5号	平成25年度徳島市奨学事業特別会計予算	35	〃
議案第6号	平成25年度徳島市土地取得事業特別会計予算	41	〃
議案第7号	平成25年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	47	〃
議案第8号	平成25年度徳島市介護保険事業特別会計予算	53	〃
議案第9号	平成25年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	59	〃
議案第10号	平成25年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	65	〃
議案第11号	平成25年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	71	〃
議案第12号	平成25年度徳島市商業観光施設事業会計予算	75	〃
議案第13号	平成25年度徳島市土地造成事業会計予算	81	〃
議案第14号	平成25年度徳島市水道事業会計予算	85	〃
議案第15号	平成25年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	91	〃
議案第16号	平成25年度徳島市市民病院事業会計予算	97	〃

平成 25 年度 徳島市 一般会計 予算

平成25年度徳島市一般会計予算

平成25年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,570,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当（賃金に係る職員手当を除く。）及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		39,865,065
	1 市 民 税	18,066,634
	2 固 定 資 産 税	16,595,284
	3 軽 自 動 車 税	564,968
	4 た ば こ 税	1,955,345
	5 都 市 計 画 税	2,682,834
2 地 方 譲 与 税		656,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	197,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	458,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	1,800
3 利 子 割 交 付 金		112,000
	1 利 子 割 交 付 金	112,000
4 配 当 割 交 付 金		143,000
	1 配 当 割 交 付 金	143,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		94,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	94,000
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		43,000

款	項	金 額
	1 ゴルフ場利用税交付金	43,000
7 地方消費税交付金		2,824,000
	1 地方消費税交付金	2,824,000
8 自動車取得税交付金		125,000
	1 自動車取得税交付金	125,000
9 地方特例交付金		93,000
	1 地方特例交付金	93,000
10 地方交付税		8,859,000
	1 地方交付税	8,859,000
11 交通安全対策特別交付金		72,000
	1 交通安全対策特別交付金	72,000
12 分担金及び負担金		1,419,998
	1 負担金	1,419,998
13 使用料及び手数料		1,616,782
	1 使用料	1,068,800
	2 手数料	547,982
14 国庫支出金		17,177,865
	1 国庫負担金	14,972,541
	2 国庫補助金	2,094,112
	3 国庫委託金	111,212

款	項	金額
15 県 支 出 金		5,932,743
	1 県 負 担 金	3,868,169
	2 県 補 助 金	1,692,131
	3 県 委 託 金	372,443
16 財 産 収 入		88,617
	1 財 産 運 用 収 入	88,617
17 寄 附 金		7,650
	1 寄 附 金	7,650
18 繰 入 金		1,561,332
	1 基 金 繰 入 金	1,561,332
19 諸 収 入		1,975,948
	1 延 滞 金	76,000
	2 預 金 利 子	16,700
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,077,761
	4 受 託 事 業 収 入	80,500
	5 雑 入	724,987
20 市 債		10,902,200
	1 市 債	10,902,200
歳 入	合 計	93,570,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		644,667
	1 議 会 費	644,667
2 総 務 費		8,005,600
	1 総 務 管 理 費	6,535,353
	2 徴 税 費	902,062
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	318,972
	4 選 挙 費	130,385
	5 統 計 調 査 費	47,004
	6 監 査 委 員 費	71,824
3 民 生 費		40,302,742
	1 社 会 福 祉 費	16,114,638
	2 児 童 福 祉 費	12,940,987
	3 生 活 保 護 費	11,246,717
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		9,882,893
	1 保 健 衛 生 費	5,166,595
	2 清 掃 費	4,716,298

款	項	金額
5 労働費		61,321
	1 労働諸費	61,321
6 農林水産業費		1,098,429
	1 農林水産業費	364,206
	2 農地費	734,223
7 商工費		1,735,367
	1 商工費	1,735,367
8 土木費		10,095,367
	1 土木管理費	150,221
	2 道路橋りょう費	2,525,806
	3 河川及び排水施設費	1,035,719
	4 港湾費	2,407
	5 都市計画費	5,240,441
	6 住宅費	1,140,773
9 消防費		3,097,385
	1 消防費	3,097,385
10 教育費		9,260,521
	1 教育総務費	807,883
	2 小学校教育費	1,842,125

款	項	金額
	3 中 学 校 費	1,267,011
	4 高 等 学 校 費	854,631
	5 幼 稚 園 費	1,134,823
	6 学 校 給 食 費	1,252,583
	7 社 会 教 育 費	1,638,747
	8 保 健 体 育 費	462,718
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		9,305,708
	1 公 債 費	9,305,708
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	93,570,000

第2表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	2 徴税費	固定資産土地評価システム開発事業	20,758	25	14,752
				26	6,006
4 衛生費	1 保健衛生費	葬斎場改修事業	904,956	25	190,128
				26	277,946
				27	246,944
				28	189,938
9 消防費	1 消防費	西消防署国府出張所改築事業	156,525	25	62,258
				26	94,267
10 教育費	2 小学校費	沖洲小学校増改築事業	3,063,587	25	427,717
				26	1,342,665
		27	1,293,205		
		千松小学校校舎改修事業	25	79,955	
	26		202,306		
	7 社会教育費	中央公民館耐震改修事業	481,156	25	240,578
				26	240,578
	8 保健体育費	市立体育館耐震改修事業	359,090	25	60,762
26				253,175	
27				45,153	

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
認定帰農者支援資金利子補給	平成26年度から平成40年度まで	1,000
漁業近代化資金利子補給	平成26年度から平成31年度まで	2,582

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	33,200	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成56年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
地域総合整備資金貸付事業	200,000			
支所改修事業	6,900			
コミュニティセンター整備事業	119,600			
隣保館整備事業	3,100			
児童館整備事業	28,900			
学童保育会館整備事業	18,400			
保育所整備事業	23,700			
夜間休日急病診療所整備事業	3,600			
水道事業会計出資	17,700			
葬斎場整備事業	142,500			
清掃運搬施設整備事業	44,900			
廃棄物処理施設整備事業	178,100			
し尿処理施設整備事業	33,100			
農地施設整備事業	301,700			
道路橋りょう整備事業	1,212,900			
排水施設整備事業	621,800			

都 市 計 画 事 業	500,700			
公 営 住 宅 建 設 事 業	280,200			
消 防 施 設 整 備 事 業	191,000			
津 波 避 難 施 設 整 備 事 業	27,800			
津 波 避 難 路 整 備 事 業	3,700			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1,026,600			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	151,200			
動 物 園 施 設 整 備 事 業	5,000			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	50,400			
災 害 復 旧 事 業	27,500			
臨 時 財 政 对 策	5,013,900			
退 職 手 当	634,100			

平成 25 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,895,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 料		5,162,608
	1 国 民 健 康 保 険 料	5,162,608
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,597
	1 手 数 料	1,597
3 国 庫 支 出 金		6,975,105
	1 国 庫 負 担 金	4,757,452
	2 国 庫 補 助 金	2,217,653
4 療 養 給 付 費 交 付 金		1,180,822
	1 療 養 給 付 費 交 付 金	1,180,822
5 前 期 高 齢 者 交 付 金		5,636,046
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	5,636,046
6 県 支 出 金		1,381,250
	1 県 負 担 金	223,261
	2 県 補 助 金	1,157,989
7 共 同 事 業 交 付 金		4,458,708
	1 共 同 事 業 交 付 金	4,458,708
8 繰 入 金		2,270,046

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	2,270,046
9 諸収入		34,449
	1 延滞金・加算金及び過料	504
	2 雑入	33,945
10 繰越金		794,945
	1 繰越金	794,945
歳入	合計	27,895,576

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		462,590
	1 総 務 管 理 費	462,590
2 保 險 給 付 費		17,826,299
	1 保 險 給 付 費	17,826,299
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		3,057,018
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	3,057,018
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		1,912
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,912
5 老 人 保 健 拠 出 金		1,142
	1 老 人 保 健 拠 出 金	1,142
6 介 護 納 付 金		1,384,036
	1 介 護 納 付 金	1,384,036
7 共 同 事 業 拠 出 金		4,667,625
	1 共 同 事 業 拠 出 金	4,667,625
8 保 健 事 業 費		239,944
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	167,723
	2 保 健 事 業 費	72,221

款	項	金額
9 公 債 費		14,400
	1 公 債 費	14,400
10 諸 支 出 金		230,610
	1 諸 支 出 金	230,610
11 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	27,895,576

平成25年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成25年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成25年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ342,043千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		44
	1 諸 収 入	44
2 県 支 出 金		10,000
	1 県 補 助 金	10,000
3 繰 入 金		262,299
	1 一 般 会 計 繰 入 金	262,299
4 市 債		69,700
	1 市 債	69,700
歳 入	合 計	342,043

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		158,213
	1 事 業 費	136,420
	2 公 債 費	21,793
2 繰 上 充 用 金		183,530
	1 繰 上 充 用 金	183,530
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		342,043

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	69,700	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成56年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 25 年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成25年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成25年度徳島市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,134,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当（賃金に係る職員手当を除く。）及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		55,088
	1 負 担 金	55,088
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,437,094
	1 使 用 料	1,436,820
	2 手 数 料	274
3 国 庫 支 出 金		1,134,550
	1 国 庫 補 助 金	1,134,550
4 繰 入 金		2,647,836
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,647,836
5 諸 収 入		10,042
	1 受 託 事 業 収 入	5,000
	2 雑 入	5,042
6 市 債		1,849,400
	1 市 債	1,849,400
歳 入	合 計	7,134,010

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 費		6,951,010
	1 管 理 費	1,187,115
	2 建 設 費	2,863,162
	3 便 所 水 洗 化 費	15,052
	4 公 債 費	2,726,947
	5 諸 費	158,734
2 繰 上 充 用 金		180,000
	1 繰 上 充 用 金	180,000
3 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	7,134,010

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	1,849,400	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成56年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 25 年度 徳島市 奨学事業 特別会計 予算

平成25年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成25年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,181千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		10,266
	1 奨 学 事 業 収 入	10,266
2 繰 越 金		8,915
	1 繰 越 金	8,915
歳 入	合 計	19,181

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		19,140
	1 貸 付 金	19,140
2 公 債 費		41
	1 公 債 費	41
歳 出 合 計		19,181

平成 25 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成25年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成25年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,028,693千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		993,762
	1 貸 付 金 元 利 収 入	993,762
2 諸 収 入		34,931
	1 諸 収 入	34,931
歳 入	合 計	1,028,693

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		993,762
	1 貸付金	985,896
	2 公債費	7,866
2 諸支出金		34,931
	1 諸支出金	34,931
歳出合計		1,028,693

平成 25 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成25年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成25年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,048千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		13,341
	1 貸 付 金 元 利 収 入	13,341
2 繰 入 金		4,707
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,707
歳 入	合 計	18,048

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		1,035
	1 貸 付 事 業 費	1,035
2 公 債 費		17,013
	1 公 債 費	17,013
歳 出	合 計	18,048

平成 25 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成25年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成25年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,158,462千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		4,046,366
	1 介 護 保 險 料	4,046,366
2 使 用 料 及 び 手 数 料		513
	1 手 数 料	513
3 国 庫 支 出 金		5,487,408
	1 国 庫 負 担 金	4,068,564
	2 国 庫 補 助 金	1,418,844
4 支 払 基 金 交 付 金		6,157,070
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,157,070
5 県 支 出 金		3,131,712
	1 県 負 担 金	3,092,489
	2 県 補 助 金	39,223
6 財 産 収 入		5,449
	1 財 産 運 用 収 入	5,449
7 繰 入 金		3,329,844
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,153,101
	2 基 金 繰 入 金	176,743

款	項	金額
8 諸 収 入		100
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	100
歳 入	合 計	22,158,462

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		448,353
	1 総 務 管 理 費	448,353
2 保 険 給 付 費		21,192,307
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	21,192,307
3 地 域 支 援 事 業 費		212,908
	1 介 護 予 防 事 業 費	38,972
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	173,936
4 基 金 積 立 金		5,449
	1 基 金 積 立 金	5,449
5 公 債 費		7,000
	1 公 債 費	7,000
6 諸 支 出 金		8,890
	1 諸 支 出 金	8,890
7 繰 上 充 用 金		273,555
	1 繰 上 充 用 金	273,555
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	22,158,462

平成 25 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成25年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成25年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,983,499千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,299,619
	1 後期高齢者医療保険料	2,299,619
2 使用料及び手数料		111
	1 手 数 料	111
3 繰 入 金		677,801
	1 一 般 会 計 繰 入 金	677,801
4 諸 収 入		5,968
	1 償還金及び還付加算金	5,243
	2 雑 入	725
歳 入	合 計	2,983,499

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		55,452
	1 総 務 管 理 費	45,032
	2 徴 収 費	10,420
2 後 期 高 連 齡 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		2,912,804
	1 後 期 高 連 齡 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	2,912,804
3 諸 支 出 金		5,243
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,243
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	2,983,499

平成 25 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成25年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成25年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,973,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		16,973,107
	1 振 替 収 入	16,973,107
歳 入	合 計	16,973,107

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		16,973,107
	1 給 与 等 支 払 費	16,973,107
歳 出	合 計	16,973,107

平成 25 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

平成25年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱量	
ア 水産物	42,000トン
イ 青果物	82,000トン
(2) 主要な建設改良事業	
ア 青果棟北側ごみ置場周辺排水管改修工事	13,965千円
イ 管理棟前駐車場舗装改修工事	8,085千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	市場事業	収益	518,240千円
第1項	営業	収益	403,998千円
第2項	営業外	収益	114,242千円
	支	出	
第1款	市場事業	費用	543,947千円
第1項	営業	費用	516,183千円
第2項	営業外	費用	26,764千円
第3項	予備	費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額88,602千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,535千円、過年度分損益勘定留保資金86,067千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	35,371千円
第1項	出 資 金	35,371千円
支 出		
第1款	資本的支出	123,973千円
第1項	建設改良費	53,232千円
第2項	企業債償還金	70,741千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費114,220千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、108,856千円である。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 25 年度徳島市商業観光施設事業会計予算

平成25年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	67,142器
イ 年間総利用人数	157,119人
ウ 一日平均利用人数	430人

(2) 主要な建設改良事業

ア ロープウェイ制御関係更新工事	168,000千円
------------------	-----------

2 駐 車 場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐 車 台 数	133台
イ 年 間 駐 車 台 数	86,921台
(ア) 普 通 駐 車	54,755台
(イ) 泊 駐 車	5,303台
(ウ) 全 日 定 期 駐 車	10,985台
(エ) 夜 間 定 期 駐 車	5,109台
(オ) 昼 間 定 期 駐 車	10,769台

ウ 一日平均駐車台数	238台
（ア）普通駐車	150台
（イ）泊駐	15台
（ウ）全日定期駐車	30台
（エ）夜間定期駐車	14台
（オ）昼間定期駐車	29台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐車台数	287台
イ 年間駐車台数	138,269台
（ア）普通駐車	76,197台
（イ）泊駐	17,981台
（ウ）全日定期駐車	14,767台
（エ）夜間定期駐車	7,870台
（オ）昼間定期駐車	21,454台
ウ 一日平均駐車台数	378台
（ア）普通駐車	209台
（イ）泊駐	49台
（ウ）全日定期駐車	40台
（エ）夜間定期駐車	21台
（オ）昼間定期駐車	59台

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐車台数	154台
イ 年間駐車台数	361,572台

(ア) 普通駐車	353,542台
(イ) 泊駐車	4,380台
(ウ) 夜間定期駐車	3,650台
ウ 一日平均駐車台数	990台
(ア) 普通駐車	968台
(イ) 泊駐車	12台
(ウ) 夜間定期駐車	10台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 商業観光施設事業収益	212,777千円
第1項 索道営業収益	237千円
第2項 駐車場営業収益	212,539千円
第3項 営業外収益	1千円
支 出	
第1款 商業観光施設事業費用	198,904千円
第1項 索道営業費用	64,501千円
第2項 駐車場営業費用	119,323千円
第3項 営業外費用	14,080千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	181,483千円
第1項 建設改良費	168,000千円
第2項 企業債償還金	13,483千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,560,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 25 年度 徳島市 土地造成事業 会計予算

平成25年度徳島市土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) ハイテクランド徳島売却賃貸面積 12,750.63平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	事業収益	189,388	千円
第1項	営業収益	189,363	千円
第2項	営業外収益	25	千円
		支 出	
第1款	事業費用	267,044	千円
第1項	営業費用	266,944	千円
第2項	営業外費用	100	千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費9,282千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 25 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

平成25年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	123,885戸
(2) 年間総配水量	32,592,000m ³
(3) 一日平均配水量	89,293m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	390,888千円
配水施設事業	1,482,799千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	4,966,901千円	
第1項 営業収益	4,811,538千円	
第2項 営業外収益	155,192千円	
第3項 特別利益	171千円	

		支 出	
第1款	水道事業費用		4, 832, 851千円
第1項	営業費用		4, 039, 017千円
第2項	営業外費用		788, 187千円
第3項	特別損失		3, 647千円
第4項	予備費		2, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2, 113, 725千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12, 974千円、過年度分損益勘定留保資金2, 090, 399千円及び当年度分損益勘定留保資金10, 352千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		889, 856千円
第1項	企業債		500, 000千円
第2項	工事負担金		69, 250千円
第3項	加入金		151, 968千円
第4項	負担金		38, 443千円
第5項	国庫補助金		57, 183千円
第6項	他会計補助金		54, 402千円
第7項	固定資産売却代金		910千円
第8項	他会計出資金		17, 700千円
		支 出	
第1款	資本的支出		3, 003, 581千円
第1項	建設改良費		1, 948, 700千円
第2項	企業債償還金		1, 054, 881千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水施設改良事業	80,000千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
配水管整備事業	420,000千円			財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,271,569千円
- (2) 交際費 420千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、88,241千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、371,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 25 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

平成25年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	14,569両(一日平均40両)
(2) 年間運転キロメートル数	1,526,272キロメートル
(3) 年間総輸送人員	3,320,301人
(4) 一日平均輸送人員	9,097人
(5) 主要な建設改良事業	
旅客自動車購入	21,090千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	894,202千円
第1項	営業収益	570,640千円
第2項	営業外収益	323,562千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	932,685千円
第1項	営業費用	905,984千円
第2項	営業外費用	25,701千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,587千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,081千円、過年度分損益勘定留保資金44,506千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		22,165千円
第1項	企業債		9,500千円
第2項	補助金		12,665千円
		支	出
第1款	資本的支出		67,752千円
第1項	建設改良費		23,250千円
第2項	企業債償還金		44,502千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入	9,500千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 6 8 1 , 5 8 3 千 円

(2) 交 際 費 4 2 0 千 円

(他会計からの補助金)

第 8 条 第 2 種生活路線運行維持等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2 9 7 , 5 7 0 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、1 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

平成25年 3 月 4 日提出

徳 島 市 長 原 秀 樹

平成 25 年度 徳島市 市民病院 事業会計 予算

平成25年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	339床
(2) 年間患者数	
ア 入院患者数	97,820人
イ 外来患者数	122,000人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	268人
イ 外来患者数	500人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	158,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	9,616,821千円	
第1項	医療収益	8,420,084千円	
第2項	医療外収益	1,191,737千円	
第3項	特別利益	5,000千円	

		支 出
第1款	病院事業費用	9,613,843千円
第1項	医療費用	9,226,503千円
第2項	医療外費用	377,340千円
第3項	特別損失	5,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額652,473千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額320千円、当年度分損益勘定留保資金652,153千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	449,509千円
第1項	企業債	149,300千円
第2項	補助金	9,000千円
第3項	負担金	291,209千円

		支 出
第1款	資本的支出	1,101,982千円
第1項	建設改良費	161,400千円
第2項	企業債償還金	893,082千円
第3項	他会計借入金償還金	47,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	149,300千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 4,304,548千円 |
| (2) 交 際 費 | 420千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、616,048千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,100,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

徳 島 市 長 原 秀 樹

この冊子は再生紙を使用しています。

